

平成28年第17回弘前市教育委員会会議録

日時 平成28年12月16日（金）

午後2時30分

場所 岩木庁舎2階多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
報告第10号 臨時代理の報告について
(平成28年度教育費補正予算案に対する意見申出について)
報告第11号 臨時代理の報告について
(旧弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を
改正する条例案の市長への送付について)
報告第12号 臨時代理の報告について
(弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例案の市長への送付について)
- 6 議案の審議
議案第40号 弘前市立郷土文学館運営委員会委員の委嘱について
議案第41号 平成29年度教育費予算案に対する意見申出について
議案第42号 職員の懲戒について
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、4番 佐々木 健 委員、
5番 一戸 由佳 委員

◇欠席委員

3番 澤田 美彦 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 櫛引 健、教育政策課長 鳴海 誠、

学校づくり推進課長 宇庭 芳宏、学務健康課長 後藤 千登世、学校指導課長 奈良岡 淳、教育センター所長 石川 みどり、生涯学習課長 戸沢 春次、弘前図書館長兼郷土文学館長 伊藤 文彦、博物館長 佐々木 健一、文化財課長 三上 敏彦

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課主幹兼総務係長 福士 智広、教育政策課総務係主事 齊藤 裕子

午後2時30分 開会

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、平成28年第17回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

会議録署名者に5番一戸由佳委員と2番前田幸子委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が3件、議案が3件となっておりますが、議案第41号は平成29年度予算案の策定過程における案件であることから、また、議案第42号は、職員の人事に関する事項であることから、議案第41号及び議案第42号の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、議案第41号及び議案第42号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした議案及び関係資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち帰りしないようお願いいたします。

・報告第10号について

○委員長(九戸眞樹委員) それでは報告第10号臨時代理の報告について(平成28年度教育費補正予算案に対する意見申出について)、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長(鳴海 誠) 報告第10号臨時代理の報告についてご説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成28年度教育費補正予算案に対する意見を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定により臨時代理したことから、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

別紙、平成28年度教育費補正予算案をご覧ください。

まず、1ページ目は、人件費に係る歳出補正予算案であります。これは、主に人事

異動に伴う退職手当等の調整と給与改定による増額分によるものであります。表の一番下、合計欄をご覧ください。教育委員会が所管する教育費全体で、5千898万2千円を追加し、合計を59億1千652万4千円とするものです。

次に、2ページ目をご覧ください。この債務負担行為は、地方自治法の規定により、将来にわたる債務を負担する行為をするためには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないと定められているものであります。

去る11月7日に開催された教育委員会会議において、指定管理者の指定について議決いただいた弘前市立図書館・弘前市立郷土文学館と旧藤田家住宅の指定管理料について、平成29年度から平成33年度までの指定管理に要する経費の支出を担保するため設定するものです。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 退職手当の他にはどんなものがありますか。

○教育政策課長（鳴海 誠） この度の補正額の中身としては、退職手当が最も多く、約4千9百万円の増額、それから、給与改正に伴うものが、約3百60万円増額、残りが人事異動に伴うもので、約6百40万円というような内訳になっております。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第10号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、報告第10号は承認されました。

・報告第11号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第11号臨時代理の報告について（旧弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（鳴海 誠） 報告第11号臨時代理の報告についてご説明いたします。

本報告は、特別職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じ、教育長の期末手当の支給割合を改定するため、旧弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

はじめに、条例の題名に「旧」と付いておりますことについてご説明いたします。この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育長の身分が特別職とされたことに伴い、平成27年4月1日に廃止されております。しかし、法改正の施行期日以降も現教育長の任期が満了するまでは、この条例に基づき給料等を支給するという経過措置規定が適用されているため、廃止期日以降は「旧」を付けて

支給根拠としているものであります。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。別紙をご覧ください。今回の改正内容は、教育長の期末手当の支給割合を改正するものであります。

期末手当の支給割合であります。市の特別職の支給割合に準じて年間0.05月分引き上げようとするものであります。本年度につきましては、6月、12月ともに支給済みであることから、年間の引き上げ分いわゆる差額分を12月の支給分にまとめる形で0.05月分引き上げし、来年度からは、6月、12月の支給分に分けてそれぞれ0.025月分を引き上げるものであります。

それでは、議案の内容について、ご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

まず第1条関係は、本年度12月に支給された期末手当に係るもので、第2条第3項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改めるものであります。

2枚目の新旧対照表をご覧ください。第2条関係は、来年度以降の期末手当の支給割合に係るもので、第2条第3項中6月の支給割合である「100分の142.5」を「100分の145」に改め、12月の支給割合を第1条で改正した「100分の162.5」から「100分の160」に改めるものであります。

最後に附則についてご説明申し上げます。議案の別紙にお戻り下さい。

附則第1項及び第2項は、施行期日等について定めております。第1条の規定は、平成28年12月1日に遡って適用し、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものであります。附則第3項は、既に支払い済みの12月分の期末手当は改正後の手当の内払とみなし、改正による差額分を支払いする旨を規定しております。

以上であります。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。
- 2番（前田幸子委員） 数字だけでみると、改定したものが100分のいくらかというのが数的に多くなっているのが、二つあるのですが、最後の所の100分の162.5という所だけが100分の60に下がっていますよね。それはなぜなのか。
- 教育政策課長（鳴海 誠） 二段階にしている訳ですけれども、もう6月の手当が支払済と言う事もありますので、まずは今年度については、年間の引き上げ分の0.05月分を12月にもっていくという改正を一つやります。しかし、6月の分については全くいじっていないような形になっています。次に、平成29年4月の来年度以降の改定分についての改正を第2条で行います。それが、0.025月分を分配するような形で、要は、12月で0.05上げたのですけれども、それを戻すような形になります。よってそのような数字になっているものです。以上です。
- 教育部長（野呂忠久） 現状は、100分の157.5です。それで、今年は二つ分あわせて0.5上げました。でも、上がった状態で翌年度、今度は6月分に2.5もってくるので、その分12月分を下げないといけないんです。ですから今の100分の157.5に比べれば12月分を100分の0.25上がっているというものです。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質問ございませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第11号を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、報告第11号は承認されました。

・報告第12号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第12号臨時代理の報告について（旧弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（鳴海 誠） 報告第12号臨時代理の報告についてご説明いたします。

本報告は、青森県職員の給与改定に準じ、教育関係職員の給料月額を改定するため、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

改正の内容につきましては、本条例の規定の適用を受ける教育委員会事務局の教育職の職員、具体的には教育委員会理事兼学校教育推進監、学校指導課長と課長補佐、教育センター所長、管理主事、指導主事及び幼児ことばの指導員に適用する給料表を別表のとおり改正するものであります。

別表の次に最後のページに附則がございますので、ご覧願います。附則第1項により、この条例は公布の日から施行するものであります。附則第2項により、改正後の別表の規定は、平成28年4月1日に遡って適用するものであります。附則第3項につきましては、既に支給された給与は、改正後の規定による内払とみなし、改正による差額分を支給する旨を規定しております。附則第4項につきましては、前項に定めるもの以外で、必要な事項は教育委員会が定める旨を規定しております。以上であります。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第12号を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、報告第12号は承認されました。

・議案第40号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第40号弘前市立郷土文学館運営委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○弘前図書館課長兼郷土文学館長（伊藤文彦） 弘前市郷土文学館運営委員会委員の委嘱についてご説明いたします。提案理由でございますが、弘前市立郷土文学館運営委員

会委員の任期満了に伴い弘前市立郷土文学館条例第13条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものであります。

弘前市立郷土文学館運営委員会委員の定数及び任期ですが、運営委員会の委員は、10人以内とし文学に関する学識経験のある者と、公募委員に区分しております。公募委員については、選考委員会をへて1名を選出してしております。任期は委嘱の日から2年となっております。

今回、委嘱する方をご説明いたします。藤田晴央さん、木村歩さん、仁平政人さん、浅瀬石久仁子さん、齋藤嘉さんの5名です。5人全員が新任となります。なお、公募委員の1名は齋藤嘉さんです。

参考資料の名簿をご覧ください。一番下の表ですが、再任者がいない理由としては、前任の齋藤三千政委員、山本和之委員、船越素子委員の3名が、平成29年4月から郷土文学館の指定管理者となる事が見込まれている共同事業体の構成団体である弘前ペンクラブの理事以上の役職にあるため、再任をいたしませんでした。また、鈴木真枝委員については、再任を希望されませんでした。

郷土文学館運営委員会委員の職務につきましては、郷土文学館条例の定めにより文学館における資料の収集、展示の企画及び運営について審議する機関となっております。また、公募委員については2名で募集いたしましたが、1名の応募があったものでございます。選考方法は、応募頂いた志望動機の作文を5名の審査員が採点しております。以上であります。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。
- 2番（前田幸子委員） 大分説明していただいたので理解出来ましたが、全員新メンバーですが、出来ればスライド方式でいった方が、今までの経過とかがよく分かってよろしいのではないかなということ、10名までよいというのであれば、今5名ですから、もう少しこう何かよい方法がなかったのかなということ、又、先程のお話した理由の他に仕事内容とか難しい点もあってお断りした方もあるのかなと思ったのですがいかがでしょうか。
- 弘前図書館課長兼郷土文学館長（伊藤文彦） 実は、今回委員を選考するにあたっての話ですが、今まで郷土文学館に関する委員については、弘前ペンクラブに所属する方々が多いという事で、これも指定管理が導入される団体の一つになっているということで、この後、自分の団体を自分の団体の役員が審議するというのが、好ましくないということで、新たに委員を選考させて頂きました。
委員を選考するにあたって、5名以上ということで、他に誰かいないかということですが、なかなか選考に対しては苦慮したところで、探せば探すほどペンクラブにあたるという状況でございましたので、今回この5名でお願いしたところでございます。
- 2番（前田幸子委員） 苦渋の決断のあとが滲み出ていますね。ご苦勞様でした。これから、10人という枠がありますから、徐々にいい人が見つかることを楽しみにしています。
- 5番（一戸由佳委員） 参考までに、お答え出来るようでしたら公募の齋藤さんという

方は、何を目的にというか、何がやりたくて委員に立候補されたのか、もし差し支えなければお願いします。

○弘前図書館課長兼郷土文学館長（伊藤文彦） 内容については差し障りがありますので資料は用意しておりませんが、本人の論文は、かなりしっかりした文面で、この方であれば一般公募の委員として選考出来るものとして選考委員が選出したものでございます。職業はアルバイトですが、電話もかなりしっかりしているので、委員としてお願いをし、期待しているところです。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第40号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第40号は可決されました。

・議案第41号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第41号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。

（傍聴者退席）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第41号平成29年度教育費予算案に対する意見申出について、審議に入りますが、内容量が多いことから、まず、歳出予算全体の概要について、事務局からの説明に対してご質疑等いただき、その後、主要事業について、それぞれ担当課ごとの説明に対しご質疑等いただくという形でお願いしたいと思います。それでは、全体概要について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

・議案第42号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第42号職員の懲戒について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○委員長（九戸眞樹委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成28年第17回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後4時39分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 福士 智広

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 一 戸 由 佳

署名者 前 田 幸 子